

会 議 録

会議の名称	令和８年度 第１回 本庄市行政改革審議会
開催日時	令和８年８月２１日（金） 午前・午後１０時００分から 午前・午後１１時２０分まで
開催場所	本庄市役所２階 職員厚生室
出席者	審議会：田中会長、江原副会長、古澤委員、堀口委員、金子委員、 五十嵐（清美）委員、上原委員、湯本委員 事務局：根岸企画財政部長、柳企画課長、大野課長補佐、松岡主査
欠席者	審議会：落合委員、五十嵐（雅樹）委員、五十嵐（敦子）委員、坂本委員
議題 （次第）	１ 開 会 ２ 委嘱状交付 ３ 市長あいさつ ４ 会長・副会長選出 ５ 議 題 （協議事項） 審議会の運営方法（案）について （審議事項） 本庄市行政改革大綱実施計画（令和５年度～令和９年度）における令和７年度取組報告書（案）について ６ そ の 他 ７ 閉 会
配付資料	・ 第９次本庄市行政改革審議会 委員名簿 ・ 席次表 ・ 令和８年度 第１回 本庄市行政改革審議会 次第 ・ 【資料１】 本庄市の行政改革について ・ 【資料２】 令和７年度取組報告書（案） ・ 【資料３】 実施計画シート記載説明 ・ 【資料４】 令和８年度実施計画シート（案） ・ 【資料５】 本庄市行政改革審議会設置条例 ・ 【資料６】 本庄市行政改革審議会規則 ・ 【資料７】 本庄市附属機関等傍聴規則 ・ 【資料８】 審議会の運営方法（案）について ・ 【補足資料】 事務局説明における各資料の主な該当箇所
主管課	企画財政部企画課

会 議 の 経 過	
発 言 者	発言内容・決定事項等
事務局 (企画課長)	本日はお忙しい中、「令和 8 年度 第 1 回 本庄市行政改革審議会」に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。私は進行を務めさせていただきます、企画財政部企画課長の柳と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 はじめに、本日、五十嵐雅樹委員、五十嵐敦子委員より欠席の御連絡を受けておりますので、御報告いたします。また、本庄市行政改革審議会規則第 2 条に基づき、本会議は公開いたします。同規則第 3 条の規定により、本会議の開催について、市ホームページで公表し、傍聴人の定員については、本日が第 9 次審議会の初めての会議となり、会長が選出されていないため、事務局が判断した定員数 10 名として御案内したところ、傍聴希望はありませんでした。 なお、会議録作成のため、事務局にて本会議を録音させていただいております。あらかじめ御了承ください。 次に、配付資料の確認をさせていただきます。本日、机の上に配付させていただいたものとしまして、「第 9 次審議会委員名簿及び席次表」、「令和 8 年度第 1 回本庄市行政改革審議会次第」、「資料一覧」、「【資料 5】本庄市行政改革審議会設置条例」、「【資料 6】本庄市行政改革審議会規則」、「【資料 7】本庄市附属機関等傍聴規則」、「【資料 8】審議会の運営方法（案）について」、「【補足資料】事務局説明における各資料の主な該当箇所」、事前に送付させていただいた資料として、「【資料 1】本庄市の行政改革について」、「【資料 2】令和 7 年度取組報告書（案）」、「【資料 3】実施計画シート記載説明」、「【資料 4】令和 8 年度実施計画シート（案）」以上、計 12 点でございます。 資料等の不足はございませんでしょうか。 （なし） 御確認ありがとうございます。 報告や配付資料の確認につきましては、以上でございます。それでは、これより会議を開催させていただきます。
事務局 (企画課長)	次第の 2 番、第 9 次本庄市行政改革審議会委員の「委嘱状交付」となります。こちらからお一人ずつお名前を申し上げます

	ので、その場で御起立いただき、市長より委嘱状の交付をお受けいただきますよう、お願い申し上げます。 それでは、お手元の名簿の順に、第 1 号委員からお呼びさせていただきます。 （委嘱状交付） ありがとうございました。 なお、本日欠席の方につきましては、後日、事務局より委嘱状を交付いたします。
事務局 (企画課長)	続きまして、次第の 3 番ですが、会議の開会にあたりまして、吉田市長より御挨拶申し上げます。
市長	本日は、大変御多用の中、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。 前回の第 8 次行政改革審議会が 6 月 3 0 日に任期満了を迎えましたことから、今回新たに第 9 次行政改革審議会を立ち上げさせていただいたところでございます。1 2 名の委員の皆様のうち、1 0 名の方が前回審議会から継続して就任いただいております。新規の方が 2 名という構成になってございます。 行政改革は、社会経済情勢の変化に応じた、効率的で簡素な市政の実現を大きな目的にしています。市民の皆様方の福祉の増進や持続的なまちづくりを進めるにあたり、行政の様々な事業・業務について、時代に即して変えていかなければいけません。その変えていく際に、この審議会の皆様方にチェックをしていただくというのが大きな目的でございます。 5 年間を行政改革大綱の計画期間として、行政改革に鋭意取り組んでおります。その際に、市民の代表である審議会の皆様方に、それぞれの幅広い見地から、改めてチェックをしていただきまして、時代の状況に即した簡素で効率的な行政の実現のために、様々な御提言、御意見、御指導をいただきたいと考えております。 本日は、令和 7 年度 of 取組状況について、御報告させていただきまして、皆様方から今後に向けての建設的な御意見を頂戴できればありがたいと考えております。令和 7 年度 of 取組報告書は大変分厚い書類となっておりますが、行政改革の内容は多岐にわたっております。それぞれの分野別に、担当職員自ら、どういう形で改革を進めればいいのかを考え、計画を策定し、実行しているところでございますが、今度は市民の皆様方の目線

	で、それが本当に適切かどうかということを、チェックしていただければありがたいと思っております。 今後とも、市民に信頼される、より良い、効率的な行政に努めていく所存でございますので、皆様方にも御指導、御協力をお願い申し上げまして、私からの御挨拶とさせていただきます。 今後とも、よろしくお願い申し上げます。
事務局 (企画課長)	ありがとうございました。 ここで、大変恐縮ではございますが、市長は次の公務がございますので、退席させていただきます。 (市長退席) 次に進めさせていただく前に、本日は第9次審議会の1回目の会議となりますので、ここで委員の皆様から一言、自己紹介をいただきたいと思います。 それでは、名簿の順に田中委員からお願いいたします。 (委員 自己紹介) ありがとうございました。 続きまして、事務局につきましても、企画財政部長より順に自己紹介させていただきます。 (事務局 自己紹介) 次に、次第の4番「会長・副会長選出」に移らせていただきます。皆様、お手元の委員名簿を御確認ください。 会長、副会長の選出につきましては、「本庄市行政改革審議会設置条例第4条第1項」において、「審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める」と規定されています。 なお、第4条第2項において、「会長は、会務を総理し、会議の議長となる。」と規定されておりますが、会長が選出されるまで、企画財政部長が進行を務めさせていただきますことについて御了承ください。
事務局 (企画財政部長)	企画財政部長の根岸でございます。会長が決定するまで進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

	先程、事務局から御説明させていただきましたとおり、条例により「会長及び副会長は委員の互選により定める」と規定されておりますが、皆様方、御意見等をいただければと思います。いかがでしょうか。
古澤委員	これまでの審議会の経緯を踏まえて、事務局に一任できればと思います。
事務局 (企画財政部長)	ありがとうございます。ただいま、古澤委員から事務局一任という御意見をいただきましたが、事務局より御提案申し上げるということでよろしいでしょうか。 (異議なし) それでは事務局より御提案させていただきたいと思います。事務局、お願いします。
事務局 (企画課長)	それでは事務局からの提案となりますが、従来、会長は市議会選出の方に務めていただいていた経緯がございますので、会長は市議会選出の田中委員に、また、副会長は前審議会から引き続き、児玉商工会会長の江原委員にお願いできればと考えております。
事務局 (企画財政部長)	ただいまの事務局案につきまして、御異議がなければ、皆様、拍手にて御承認をいただきたいと思います。 (全委員より拍手) ありがとうございます。それでは、会長につきましては田中委員に、副会長につきましては江原委員に決定させていただきます。会長が決まりましたので、私の方は、これで進行の任を降ろさせていただきます。
事務局 (企画課長)	それでは、田中会長、江原副会長は前方の会長席、副会長席に移動をお願いいたします。それでは、ここで田中会長、江原副会長より御挨拶をいただきたいと思います。はじめに、田中会長よりお願いします。
会長	改めまして、会長に就任いたしました田中でございます。先ほど市長の御挨拶にありまして、数ある審議会の中でもこの行政改革審議会は、市にとって最重要の部類に入っております。皆様方の忌憚のない意見をいただきつつ、円滑に進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 (企画課長)	ありがとうございました。続きまして、江原副会長、お願いします。
副会長	副会長に就任いたしました江原でございます。田中会長をしっかりと補佐しながら、務めさせていただきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。
事務局 (企画課長)	ありがとうございました。 続きまして、次第の５番「議題」に移らせていただきます。新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、初めに、本審議会への諮問内容について御説明いたします。前回の第８次本庄市行政改革審議会において「行政改革の推進について」、「本市では、「スマート自治体への転換と持続可能な行政経営への挑戦」に向けて、令和５年３月に本庄市行政改革大綱及び大綱に基づく具体的な計画を定めた実施計画を策定し、行政改革に取り組んでいます。この実施計画の取組状況等について、貴会の意見を求めます。」と市長から諮問させていただいております。 今回の第９次行政改革審議会においても、引き続き当該諮問内容について御審議いただき、現在の行政改革大綱に基づく実施計画の５年間の取組状況について、令和１０年度に答申をいただく予定でございますので、よろしくお願いいたします。 それでは議題に入らせていただきますが、議事の進行につきましては、「本庄市行政改革審議会設置条例第４条第２項」の規定により、会長が議長となつて行うこととなっております。これからの議事の進行につきましては、田中会長にお願いしたいと思います。田中会長、よろしくお願いいたします。
議長	会長が会議の議長を行うということでございますので、この後の議題につきまして、議事の進行を務めさせていただきます。会議のスムーズな運営に、御協力をよろしくお願いいたします。 それでは、早速議事に入らせていただきます。 はじめに、協議事項「審議会の運営方法（案）について」、事務局から説明をお願いします。
事務局 (松岡主査)	(資料に基づき説明)
議長	ただいまの事務局からの説明に対しまして、御意見、御質問がございましたら、お願いします。 (意見なし)

	それでは、本案件につきましては、以上のとおり承認してよろしいでしょうか。 (異議なし) 御異議なしと認め、本案件につきましては、これで承認とさせていただきます。 続きまして、審議事項「本庄市行政改革大綱実施計画（令和５年度～令和９年度）における令和７年度取組報告書（案）について」、事務局から説明をお願いします。 なお、計画数も多いことから、３つの改革分野ごとに区切って説明するようにしてください。 また、本資料は事前に配付されていますので、説明はできるだけ簡潔をお願いします。
事務局 (松岡主査)	(資料に基づき説明)
議長	ただいまの事務局からの説明に対しまして、御意見、御質問がございましたら、お願いします。 (意見なし) それでは、続いて「改革分野２」について、事務局から説明をお願いします。
事務局 (松岡主査)	(資料に基づき説明)
議長	ただいまの事務局からの説明に対しまして、御意見、御質問がございましたら、お願いします。
堀口委員	３９ページの「介護認定審査業務のデジタル化」について、標準化システムが延期となったため中止となっていますが、令和８年度に向けた取組方針の中で、「引き続き何らかの業務改善の検討を行っていきます」とあります。これは市の標準化システムを待つのではなく、全く別の方向で検討していくということでしょうか。
事務局 (企画課長)	介護保険課に確認したところ、標準化システムの導入時期がまだ分からないということですので、ある程度、独自のものも模索しながら導入していくことを考えているとのことでございます。
堀口委員	そうしますと、この段階では中止という形ですが、今後、また新たな目標が設定されていくということでしょうか。

事務局 (企画課長)	おっしゃるとおりです。先ほど申し上げましたとおり、標準化の見通しが立たないということですので、1回ここで立ち止まるという意味を込めて中止とさせていただきます、独自の施策を検討しながら、9年度に向けて、取組内容を模索していくということでございます。
議長	その他に、御意見、御質問はございませんか。 (なし) 御意見等がないようでしたら、最後に「改革分野3」について、事務局から説明をお願いします。
事務局 (松岡主査)	(資料に基づき説明)
議長	ただいまの事務局からの説明に対しまして、御意見、御質問がございましたら、お願いします。
湯本委員	57ページの「マンホール蓋広告の募集」について、想定広告業者にヒアリング調査したところ、需要が無かったため中止ということですが、想定広告業者というのはどのように選んだのでしょうか。 以前、ネーミングライツのところでも御質問したのですが、市内の業者だけなのか、市外からもそういう需要があるのでしょうか。根本的には、本庄市に魅力がないと、少なくとも市外からは来ないのではないのでしょうか。それに対する市としての考え方も知りたいのですが、まずは、想定広告業者がどういうところなのか、御質問させてください。
事務局 (企画課長補佐)	担当課に確認をしましたところ、皆さんに毎月配布しております広報ほんじょうに広告を掲載している事業者に、事前にヒアリングをしたということです。しかし、広報には広告を載せているものの、マンホールとなると広告的な価値が見出せないというお返事をいただいたと聞いております。その結果を踏まえまして、今回は中止とさせていただきました。
湯本委員	マンホール蓋の広告は、他では結構やっている自治体があると思います。マンホールカードは私も持っていて、マンホールに興味を示す人は結構いるのではないかと思いますので、もうちょっと頑張っていたら、というのが私の意見になります。
事務局 (企画課長)	補足をさせていただきますと、計画は中止となっていますが、湯本委員のおっしゃるとおり、所沢市など他の自治体で実際やっているということは、上下水道部も把握しています。

	そのため、一旦中止とさせていただくのですが、また研究したうえで、需要がありましたら手を上げたいということは聞いておりますので、その点、補足させていただきたいと思います。
金井委員	５２ページの「市税等のキャッシュレス納付の推進」に関連して、その前段階の話になりますが、自動車税の納税通知書は、同じ名義人の場合でも別々に送付されてきます。 名義人が一緒であれば、一つの封筒にまとめれば、それだけでもずいぶん手間が減ると思いますので、そういうところも見直していただきたいと思います。
事務局 (企画財政部長)	市から納税通知書をお送りしている自動車税ですと、軽自動車税が該当すると思います。複数台お持ちの方には、極力一つの封筒でお送りするようにしており、例えば、ディーラーのように軽自動車をたくさん持っている業者さんには、一括して大きな封筒で届けるという取組は行っております。ただ、２台や３台の方に対して、同一の封筒にまとめるというところまでは行っていない状況です。 【参考】軽自動車税の納税通知書は、５台以上であれば同一名義にまとめて送付
議長	その他に、御意見、御質問はございませんか。 (なし) ただいま、「令和７年度取組報告書（案）」の内容について、３つの改革分野ごとに御審議いただきましたが、その他に、御意見、御質問はございませんか。
堀口委員	９ページの「オープンデータの幅を広げよう」という取組について、埼玉県オープンデータポータルサイトでは、本庄市のオープンデータは１９件となっていますが、実施計画シートでは１４件となっていますので、この違いを教えてください。
事務局 (企画課長)	埼玉県オープンデータポータルサイトとは別に、本庄市独自のサイトの方でもオープンデータを公開しておりまして、はにぽんシャトルやデマンドバス停留所情報の件数の数え方で差異が生じているところです。
議長	ありがとうございます。その他に、御意見、御質問はございますか。
古澤委員	５０ページの「未利用財産の処分」について、区画整理事業の保留地が売却できない状況にあると記載がありますが、価格が高いのが原因と感じています。鑑定評価をした上での価格なので仕

	方ない面もあると思いますが、実際の土地の価格は下がっているにもかかわらず、それを反映していない部分があると思いますので、工夫して何とか売却できないでしょうか。 次に、51ページの「公用車台数の最適化」について、自治会連合会の委員会の研修等で、従来は市のマイクロバスを利用させていただいていましたが、マイクロバスが廃止されて非常に不便になっています。去年は乗り合わせで移動しましたが、事故の危険性もありますし、乗用車では乗り切らない場合もあります。維持費がかかるという面は理解していますが、マイクロバスについて、再考していただけると助かります。
事務局 (企画課長)	御意見につきましては、資産マネジメント推進課に申し伝えたいと思います。マイクロバスにつきましては、昨年度も同じ質問をいただいたと思いますが、改めて、資産マネジメント推進課に申し伝えます。ただ、現状ではマイクロバスを市で所有するのは難しいのではないかと感じています。
古澤委員	市で所有するのが難しいのは理解しています。リース契約など色々と方法があると思います。市の資産である必要はなく、使わない時期があれば年間の契約をする必要もないので、柔軟に考えて、何とか工夫していただきたいと思います。
議長	その他に、御意見、御質問はございますか。
湯本委員	千葉の大雨や熊本の地震など自然災害が多発しています。本庄は安全なまちと考えていますが、市役所の下には深谷断層があり、確率は低いと言われていますが、大地震が起きる可能性はあります。1931年には西埼玉地震が起きました。私は、深谷の市街地活性化プロジェクトに参加していますが、深谷には酒蔵が何軒もあり、煙突には地震の被害の跡が残っています。 災害に対して、本庄市民は安心しすぎているのではないかと感じています。また、先日の大雨では本庄市内でも冠水したところがあると聞いており、中山道や駅の南口など市街地でも冠水の危険性があります。 防災訓練には取り組まれていると思いますが、異常気象で災害が多発している状況ですので、自治会と行政がうまく連携し、注意喚起と防災訓練をやっていただきたいと思います。
議長	御要望として承るということではよろしいでしょうか。
湯本委員	よろしく願いいたします。
事務局 (企画課長)	承りました。御意見につきましては、危機管理課へ申し伝えます。
金井委員	空き家対策について、市がどう考えているのか教えてください。

	い。隣の家が１０年近く空き家となっており、納屋が崩れたこともあります。前の狭い道を子どもが通学していますので、不安に感じています。 更地にすると固定資産税が上がるので、空き家の除却が進まない面もあると思いますが、空き家対策を是非進めていただきたいと思いますので、市の考えをお聞かせください。
事務局 (企画課長)	御存知かと思いますが、空き家を除却する際の補助金がありますので、まずはそれを活用していただく形になります。とはいえ、それだけでは難しい面もありますので、御意見は営繕住宅課に申し伝えたいと思います。
上原委員	２６ページの「公園の整備や個別計画の策定などに係る市民意見の把握」について、意見させていただきます。 まず、市として樹木の高さに２０ｍとか３０ｍの高さ制限をすることで、費用面の低減ができるのではないのでしょうか。先日、若泉公園の整備を見ていましたが、高さが違えば必要な機材も変わり、費用も異なってきます。また、樹木の高さを制限することで美観も保たれるのではないのでしょうか。 次に、公園の整備について、もう少しきちんとした作業ができないのかと感じました。作業が終わった後に、市役所の職員が確認していると思いますが、本当に確認しているのか疑わしい状況のものがあります。例えば、作業完了後に刈り残しがあったり、市民目線からすると美観的に問題があるような部分があったりするにもかかわらず、そのままになってしまっている場合があります。作業開始前に白板に事業名を書いて写真を撮り、作業終了後に同様に写真を撮っていますが、その間に職員が見に来ることは無いのではないのでしょうか。市民意見の把握とありますが、先日も近所の方と話した際に同様の話が出ましたので、市の職員には、自分事と考えて仕事をして欲しいと意見させていただきます。 また、冒頭の話に戻りますが、お金が足りない今の御時世に、本庄市として、樹木の伐採についても安易に従来のやり方を続けるのではなく、高さ制限をするなど、もう少し違う観点から物事が見られるのではないかと考えますので、意見をお聞きしたいと思います。
事務局 (企画課長)	高さ制限につきましては、法律等の関係があると思いますので、都市計画課に申し伝えます。 また、業務の監督や検査については、都市計画課だけでなく、市役所全体にしっかりと実施するよう、部局長を通じて伝えたいと

	思います。
古澤委員	防災関係について、災害時に電気はすぐに復旧するが、水道はなかなか復旧しないそうです。市内には井戸がたくさんありますので、災害時の井戸の活用について考える時期が来ているのではないのでしょうか。旧市街地には使っていない井戸もたくさんありますので、井戸マップなどを作成した上で、活用することを検討した方がいいのではないのでしょうか。
事務局 (企画課長)	御意見は危機管理課に共有し、災害時の井戸の活用について申し伝えます。
湯本委員	同じく井戸の話ですが、市街地にある自宅にも井戸があります。深さ１１メートルの井戸ですが、夏場は出ますが、冬場は枯れることもあり、もっと深く掘れば安定して出る可能性があります。近隣の群馬銀行跡地にも井戸の跡があります。 市街地には、このような井戸がたくさんあると思いますので、古澤委員がおっしゃったように、是非、井戸マップを作ってくださいとともに、補助金等を出して、使用していない井戸も水が出るような状況にして、いざという時に備えるようお願いいたします。
議長	その他に、御意見、御質問はございませんか。 (なし) それでは、本案件につきましては、以上のとおり御承認いただけますでしょうか。 (異議なし) それでは、本案件については、皆さんの承認をいただきましたので、決定させていただきます。 これで本日の議事は終了となります。進行を事務局にお返しします。議事進行への御協力と慎重な御審議に感謝申し上げます。
事務局 (企画課長)	慎重な御審議、ありがとうございました。 また、議長を務めていただきました田中会長にお礼申し上げます。どうもありがとうございました。 続きまして、次第の６番「その他」でございますが、今後のスケジュールについて事務局から連絡がございます。
事務局 (企画課長補佐)	それでは、事務局より御連絡いたします。 まず、本日御審議いただきました、「令和７年度取組報告書」に

	つきましては、今後、市ホームページにて公表させていただく予定でございます。 次に、本日の会議の会議録の案につきまして、作成が完了次第、委員の皆様へ送付させていただきます。お手数ですが、お手元に届きましたら内容を御確認いただき、記載内容に修正等がございましたら、事務局まで御連絡いただきますようお願い申し上げます。前回の審議会でメールでの送付を希望された方へはメールで、その他の方には郵便で送付させていただきます。新たにメールでの送付を御希望の方がいらっしゃいましたら、会議後、事務局にお申しつけください。 また、次回の審議会でございますが、令和8年度、今年度の取組状況の報告について御審議いただく予定であり、会議の開催時期は来年の7月頃を予定しております。なお、来年度は令和10年度からの次期行政改革大綱の策定に向けて、それ以降も審議会を複数回開催する予定ですので、御協力よろしくお願いいたします。 事務局からの連絡は以上です。
事務局 (企画課長)	それでは、次第の7番「閉会」にあたりまして、田中会長より、御挨拶を頂戴したいと思います。 田中会長、よろしくお願いいたします。
田中会長	慎重審議ありがとうございました。近年災害が多発しており、会議の中で井戸マップの話がありましたが、実は東日本大震災を教訓に、宮城県では既に取り組んでいるものでありまして、先進地でございます。 私ども議会でも、そして市役所でも災害に対してより一層真剣に取り組んでいく所存でございますので、御協力、御支援をいただければと思います。本日はどうもありがとうございました。
事務局 (企画課長)	田中会長、ありがとうございました。 以上をもちまして、令和8年度第1回本庄市行政改革審議会を閉会いたします。本日は、どうもありがとうございました。

会長署名

田中 輝 好